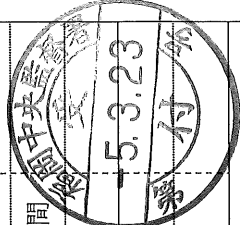


様式第9号の2 (第16条第1項関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届

労働保険番号	40101050598000	被保険者番号	3290005001318
法人番号			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間							
居宅支援事業		糸島ケアプラザセンター		(〒 819 - 1118) 糸島市前原北1丁目6-34 (電話番号: 092 - 332 - 0337)		令和5年4月1日から 1年間							
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 所定労働時間 (1日) (任意)	1日 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで) 所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 令和4年4月1日 法定労働時間を 超える時間数 (任意)						
							緊急病人に対する介護、看護のため	0	介護職、看護職、相談員	7時間	8時間	7時間	45時間
							納涼大会、地域行事等	0	機能訓練指導員、事務員	7時間	同上	7時間	45時間
							地域交流事業のため	2	介護支援専門員、ヘルパー	7時間	同上	7時間	45時間
								0	栄養士、管理人、清掃員	7時間	同上	7時間	45時間
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	緊急時及び非常災害時						
							緊急時及び非常災害時	0	介護職、看護職、相談員	1か月変形	1か月に月始めから		
								0	機能訓練指導員、事務員	月8~9日	4日の法定休日のうち		
								2	介護支援専門員、ヘルパー	シフトによる	2日		
		0	栄養士、管理人、清掃員										



上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限定。)	
		延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を 超えて労働させる ことができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の 時間数	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を 超えた労働に係る 割増賃金率
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合							
決算等急激な業務量の増大	0	7時間	6回	60時間	30%	600時間	30%
急病人対応	0	7時間	6回	60時間	30%	600時間	30%
突如の人員不足への対応	0	7時間	6回	60時間	30%	600時間	30%
	2	7時間	6回	60時間	30%	600時間	30%
	0	7時間	6回	60時間	30%	600時間	30%
限度時間を超えて労働させる場合における手続							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ③、④	(具体的内容) 対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定 代償休日、特別な休暇の付与					
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)							

協定の成立年月日 令和 5 年 3 月 22 日
協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 介護支援専門員 氏名 岡本 奈枝美
協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (挙手による選出)
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
(チェックボックスに要チェック)
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和 5 年 3 月 23 日
使用者 氏名 西原 幸作
職名 社会福祉法人 今山会 理事長
福岡中央 労働基準監督署長殿

